

協同組合のアイデンティティに関する 協議の動向と主な論点

専門職 武田 俊裕

目次

1. アイデンティティ声明の改定案のポイント
2. 理事会からの勧告のポイント
3. 今後に向けて

国際協同組合同盟（ICA）は、2021年のソウル大会において、近年の環境変化を踏まえ、協同組合の価値を高め、世界が直面する問題に対処するため、1995年に採択された「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」を検証し、必要があれば改定することを目的とした協議を開始することとした。この協議は、ICA理事会の下に設けられた協同組合アイデンティティ諮問グループ（CIAG）が主導する形ですすめられ、2024年11月、ICAニューデリー総会において、ICAとその会員が、協同組合のアイデンティティをより明確に表現し、実践し、伝え、守るために取り組むべき事項を列挙した「理事会からの勧告」が採択されるとともに、「ICA声明の改定案」の検討を行うための大会を開催することを求める決議が行われた。本稿は、この「勧告」と「改定案」の内容を踏まえ、加盟団体として協同組合のアイデンティティの理解と実践に向けて特に留意すべきと考えられる論点につき考察を試みるものである。

なお、「勧告」と「改定案」の内容・表現については、2025年5月29日に日本協同組合連携機構（JCA）が開催した「協同組合のアイデンティティを学ぶ～アイデンティティ声

明改定協議をふまえたオンラインセミナー～」（以下「JCAセミナー」という。）において示されたものおよび2025年8月20日にJCAのウェブサイトに掲載されたもの¹に基づいて考察を行うこととする。

1. アイデンティティ声明の改定案のポイント

(1) 基本的考え方

ICA声明の改定案（資料参照）は、定義・価値・第1～7原則という構成を維持している。改定の具体的な内容についても、必要な範囲で文言の更新・追加を行うものであり、抜本的な変更は提案されていない。その背景として、声明の有効性自体については意見が一致していたこと、国際的な文書や各国の法律に組み込まれている文言を変更すべきではないとの意見もあったこと等から、CIAGが、できるだけ大きな変更を行わない形での改定案を策定したと説明されている。したがって、今回改定することが提案された箇所は、現行のICA声明のなかで、今後の協同組合のために改定する必要性が特に高いと判断された箇所であると考えてよい。

1 JCAウェブサイト <https://www.japan.coop/wp/wp-content/uploads/2025/08/26dae181fec764280131b51aaebb6d8f.pdf>（理事会からの勧告）および <https://www.japan.coop/wp/wp-content/uploads/2025/08/79e25292b3fe24fc1827cdfce42af9ff.pdf>（声明改定案）参照（2025年8月26日閲覧）。日本語の訳文は「JCA和訳」であるとされている。

(資料) ICA声明の改定案 (2025年7月)

<定義>

協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする。

<価値>

協同組合は、相互自助【mutual self-help】、個人の責任【personal responsibility】、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基盤とする【founded on】。創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合は、正直、透明性【transparency】、説明責任【accountability】といった倫理的価値を尊重する。将来の世代【future generations】のための世話役【stewards】として、協同組合は社会的・環境的責任を実践する。

<協同組合原則>

7つの原則が、これらの価値を実践するにあたって協同組合を導く【guide】。

第1原則：自発的で開かれた組合員制

協同組合は自発的な組織であり、そのサービスを利用でき、組合員としての責任を引き受ける意思のあるすべての人に対して、いかなる差別もすることなく開かれている。

第2原則：組合員による民主的管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は協同組合の業務に関して議決権と発言権を持つ。選出された役員として活動する人たち【persons】はすべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権（一人一票）を持つ。他の段階の協同組合は、組合員によって決定された民主的原則【democratic basis】に基づいて組織される。

第3原則：組合員の経済的参加

組合員は、生産者、消費者、労働者、地域社会のメンバー【community members】、または独立した事業主として協同組合に参加する。組合員は協同組合の資本に公正に貢献し、その一部は協同組合の民主的管理下で共有財産として残る。組合員は、組合員資格の条件として出資した資本に対して、配当【return】がある場合には限定的な配当を受け取る。協同組合は、剰余金を以下の目的のいずれかまたはすべてに充当する：協同組合の発展；協同組合の将来のニーズに対応するための準備金の積み立て；協同組合との取引額に応じた組合員への利益還元；組合員が支持するその他の目的の推進。

第4原則：自治と自立

協同組合は、組合員によって管理される独立した組織である。政府やその他の組織と協定を締結する場合、または外部から資本調達を行う場合には、組合員の民主的管理を弱めたり、協同組合の自治を損なったりしない条件のもとでそれを行う。

第5原則：教育、研修、広報【Public Promotion】

協同組合は、組合員、選出された役員、マネジャー、職員に対して、協同組合への関与を強化し、協同組合の成功と民主的な運営に十全に【fully】貢献できるようにするため、教育と研修を実施する。協同組合は、人びと【the public】、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

第6原則：協同組合間の協同

協同組合は、協同組合が他の協同組合のサービスを利用し、地域的、全国的、広域的、国際的な組織を通じて、協同組合の共通の目標を達成し、協同組合の協同組合運動に対する願いを前進させるために協同するとき、組合員に奉仕し、協同組合運動を強化する。

第7原則：地域社会（コミュニティ）への積極的関与【Community Engagement】

組合員に支持された責任ある事業の遂行と政策を通じて、協同組合は、事業を展開する地域社会の幸福【wellbeing of the communities】と、すべての人びとのための平和で公正かつ環境的に持続可能な未来のために活動する。

(出典) JCAウェブサイト (前掲注1) 参照 (2025年8月26日閲覧)。なお、傍線は、主要な変更箇所を表すために、JCAセミナーにおける資料を参考にして筆者が付したものである。

(2) 「定義」の維持

改定案においては、協同組合の「定義」に関する文言の変更は提案されていない。

JCAが2024年3月にとりまとめ、ICAに対して行った提言のなかには、「地域社会の持続可能性に資すること」を協同組合の目的として定義に加えることが含まれていたが、そのような改定案にはならなかった。さまざまな目的をもって設立された既存の多くの協同組合について、「協同組合にあたるか否か」という「定義」のレベルで事後的に目的要件を追加することには無理があり、また、「人びとの…共通の…ニーズと願い」から切り離された目的要件を新たに加えることの適否にも疑問が残るため、JCAからの提言を採用しなかったCIAGの判断は首肯できるのではなかろうか。

(3) 「価値」の改定

① 「相互自助」

協同組合が基盤とする価値について、改定案は、「自助 (self-help)」を「相互自助 (mutual self-help)」に改めることを提案している。

「自分のニーズ・願いは自分で叶える」という意味の「自助」を、「手を結んだ人びとが、共通のニーズ・願いを自分たちで叶える」という意味を加えた「相互自助」に改めることは、協同組合の定義に沿って内容をより明確にするものであり、妥当なものであると考えられる。

なお、JCAセミナーにおいては、CIAGにおける議論の経過として、当初の原案は「相

互扶助 (mutual-aid)」であったが、「それは保険会社の理念であり、協同組合の理念としては相応しくない」との意見を受けて「相互自助」に修正された、との趣旨の説明があった。わが国において、共済事業を行う協同組合においては、自らの組織・事業の理念を「相互扶助」または「助け合い」と表現することが一般的に行われてきた²が、CIAGの議論・立場を踏まえれば、改定後は「相互扶助を理念とはしていない組織である協同組合が、共済という相互扶助の事業を行っている」といった理解・説明が正しいと整理する必要があるのか、検討すべきことになる。CIAGにおける議論の経過自体が、ICA声明の解釈・実践のあり方を拘束すると考える必要はないが、ICA声明の改定に伴って表現が改められた箇所の正しい内容を広く知らせるために、「相互扶助」や「助け合い」という言葉をこれまでと同じように使うことの適否については、慎重に検討しておく必要がある³。

また、「相互自助」をめぐるのは、「相互扶助」と同じように日頃から使われる頻度の高い「共助」・「互助」という言葉や、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」というスローガンとの関連についても明らかにしておくことで、改定後のアイデンティティをめぐる理解・説明の混乱を防ぐことが望ましいと考えられる。

② 「個人の責任」

協同組合が基盤とする価値について、改定案は、「自己責任 (self-responsibility)」を「個人の責任 (personal responsibility)」に

2 一例として、JA共済連の直近のディスクロージャー資料「JA共済の現状2024」においては、「農業協同組合が理念とする『相互扶助』を事業活動の原点に」との表現が用いられており、また、JAグループのウェブサイト <https://life.ja-group.jp/message/about> (2025年7月21日閲覧) においては、「協同組合とは、同じ目的を持った個人や事業者が集まり、お互いに助け合う組織です」との表現が用いられている。

3 この点を論じたものとして、武田俊裕「JA共済をめぐる戦略動向」・共済総研レポート第198号9頁 (JA共済総合研究所・2025年) 参照。

改めることを提案している。

ICAはその理由を、英語ではself-responsibilityという単語がほとんど使われないことと、personal responsibilityの方が意味が明確であることを挙げているが、わが国において「自己責任」という言葉が、現行の声明の趣旨である「組合員として協同組合の確立と持続的活力に対して負う責任」、「組合員が家族、友人、知人の間で協同組合を推進する責任」や「協同組合が他の組織からの独立を保つことを組合員として保障する責任」⁴とは異なり、「不利益や損害はその被害者本人の怠慢のせいである」という意味で一般的に使われていることを考慮すれば、協同組合の基盤とする価値が「自己責任」とは異なる言葉で表現されることは、結果として望ましいことであると評価できる。

ただし、「個人の責任」という言葉だけで、「誰に対して負うどのような責任か」が明確になるわけではないことから、この表現に改められた趣旨と意義を正しく伝えるための工夫は必要になるであろう。

③ 「将来の世代のための世話役」と「社会的・環境的責任」

改定案は、ICA声明の「価値」の項に、新たに「将来の世代のための世話役(stewards)として、協同組合は社会的・環境的責任(social and environmental responsibility)を実践する。」という一文を加えている。

持続可能性の意義をめぐる国際的な議論が、次世代以降の未来を視野に入れ、また、環境分野以外の社会・経済の諸課題と統合される形で行われてきたことを反映する趣旨で、この案が提案されていることは理解できるものである。

ただし、日本において必ずしもニュアンスが広く共有されているとはいえない「steward」という概念を「世話役」と翻訳することで正しく伝えることができるか、他に適切な訳語がないとすれば、どのような説明で補完すればその趣旨・意義を伝えることができるかについては、検討を要すると考えられる。また、訳語についていえば、「社会的・環境的責任」という言葉も一般的とはいえない。最終的にどれだけの意識が許容されるかの判断次第ではあるが、例えば筆者にとっては「将来の世代のための管理者として、社会と自然環境に対して負う責任を果たす」といった訳語の方がわかりやすい。そもそも、この「価値」の項に、「個人の責任」、「説明責任」、「社会的・環境的責任」が並列されていることも、日本語で読む場合のわかりやすさを阻害している。それぞれ、「誰が、誰に対して負う、どのような責任か」が明確に伝わるような説明が求められよう。

(4) 第3原則の改定

第3原則の「組合員の経済的参加」について、改定案は、「組合員は、生産者、消費者、労働者、地域社会のメンバー、または独立した事業者として協同組合に参加する。」との一文を新たに設けている。

ICAはこの点に関して、「組合員による協同組合の事業の利用」について、より広範で普遍的な形で適用できる文章である旨の注釈を加えており、JCAも、「組合員どうしのつながりと対話の促進と事業利用に関する記述を追加する」旨の自らの提言が反映されたとみることができるとコメントしている。

しかしながら、現行の第3原則は、組合員の出資、資本の管理、利子の受取りおよび剰

4 日本協同組合学会訳編・21世紀の協同組合原則—ICAアイデンティティ声明と宣言—32頁（日本経済評論社・2000年）参照。

という表現になっている。英文が「by」から「when」に改定されていることを反映したものと推測されるが、改定後の訳文においても「…ことにより」と表現する方がニュアンスとしてより正確ではないか、検討の余地があると考えられる。

(7) 第7原則の改定

第7原則については、タイトルの「関与 (concern)」が「積極的関与 (engagement)」というより強い表現に改められた。その「積極的関与」の方法と目的に関して、「責任ある (responsible) 事業の遂行を通じて」行う旨の文章が加えられ、また、「事業を展開する地域社会の幸福 (wellbeing) と、すべての人びとのための平和で公正かつ環境的に持続可能な (environmentally sustainable) 未来のために活動する」旨の文章に改められている。現行のICA声明が1995年に採択された際に新たに追加されたこの原則の見直しが検討されるのは今回が初めてとなるが、タイトル自体の変更も含めて提案されていること、また、現行の原則が単に「地域社会の持続可能な発展 (sustainable development) のために」と表現している箇所に、「幸福」、「平和」、「公正」、「すべての人びとのための…未来」といった、協同組合が目指すべき社会の姿を示す具体的で強い言葉の追加が提案されていることから、今後の協同組合のアイデンティティのなかでも、協同組合が社会といかに関わるべきかを示したこの原則の重要性を、CIAGが強く意識し、表現しようとしていることが推察される。

なお、提案された文章のなかには、「(組合員の、ではなく) 地域社会のwellbeing」とは何を意味しているのか、事業の遂行に関す

る「責任」とは何か、「環境的に持続可能な」という訳語は適切か (例えば「持続可能な環境が保たれた」といった意識の方がなじみやすいのではないか)、といった疑問を生みかねない箇所もあるため、改定された原則の重要性を踏まえ、その内容を正しく理解し、伝えるためのわかりやすい説明が行われることが期待される。

2. 理事会からの勧告のポイント

本稿の冒頭で述べたように、2024年11月のICAニューデリー総会においては、ICAとその会員が、協同組合のアイデンティティに関して取り組むべき事項を列挙した「理事会からの勧告」が採択された⁶。この勧告は、協同組合のアイデンティティをめぐる4つの課題を指摘し、それぞれに対してICAとその会員がどのように取り組むべきかを提言している。ICA声明についてはできるだけ大きな変更を行わない形での改定案が提案されたのに対して、勧告においては、具体的な取組みが積極的に提言されており、それぞれの協同組合にとって、今回のICA声明の見直しが、単にその文言の一部が変更されるというものにとどまらず、協同組合のアイデンティティをめぐる課題に具体的に対処するアクションが求められていることを理解する必要があると考えられる。

(1) アイデンティティの明確化

勧告が指摘する第1の課題は、「協同組合のアイデンティティの正式な、書かれた表現が、協同組合が他の形態の経済事業と明確に区別される普遍的な特徴を明確に示し、単一の協同組合の目的を超越する統一された全体への帰属意識を与えるようにすること」であ

6 JCAウェブサイト <https://www.japan.coop/wp/wp-content/uploads/2025/08/26dae181fec764280131b51aaebb6d8f.pdf>参照 (2025年8月26日閲覧)。

る。そして、そのために、ICAは、協同組合の「ガイダンス・ノート」（協同組合のガバナンスと運営に対する原則の適用についての指針やアドバイスをまとめた文書）を定期的に更新するとともに、組合員、役員、マネージャー、職員、そして一般市民の利益のために、アイデンティティをどのように体現していくかを定めた宣言の策定を会員に促すことを提言している。

ICA声明の文章はもともと抽象的であり、今回の見直しでも抑制的な改定が提案されている。また、前節でたびたび指摘したように、和訳に伴うニュアンスの調整が容易でない場合もある。このような条件の下で、これからの時代にふさわしいアイデンティティを明確に示し、協同組合の内外で共有するためには、ICA声明の各項目の意味や背景を正しく、かつわかりやすく理解できるようにするための資料を作成・管理し、ICA声明の本文とともに常に参照される状況を作ることが不可欠であり、提言されたICAのガイダンス・ノートの定期的更新だけでは不十分となることも想定される。アイデンティティの体現の仕方を各会員が宣言するという取組みも、一過性の形式的なものにとどまれば、協同組合全体への帰属意識を与えるという課題の達成には至らないおそれもある。

今回のICA声明の見直しは、協同組合のアイデンティティに関して、従来以上に丁寧な説明と働きかけを積み重ねていくための取組みの好機であると捉えることが望ましいのではなかろうか。

(2) アイデンティティの実践

勧告が指摘する第2の課題は、ICA声明と「協同組合の実際の実践との一貫性を達成すること」であり、そのために、協同組合の連合組織に、協同組合のアイデンティティの管

理者として、組合員に対して協同組合の価値や原則を実践するための効果的な方法を継続的に指導する責任を負わせ、その遂行を定期的に求めることや、現在の協同組合のロゴマークを国際的に認知されたものに変えることの実現可能性をICAが検討すること、協同組合のアイデンティティの実践における優良事例をICAとその会員で共有することを提言している。

ICA声明の第5原則の改定案では、教育・研修の目指すべきものに関する文言の追加が提案されているが、勧告においては、協同組合がこの原則を実践するために連合組織が負うべき責任とその遂行について具体的な提言が行われていることを併せて認識することが必要である。

また、この課題にどう対応すべきかを検討するためには、現在のアイデンティティと実践の一貫性の程度やその背景をどのように分析し、目指すべき一貫性とはどのような状態なのかについて、ある程度標準的な考え方が各協同組合において共有されていることが望ましいことから、そうした点についてICAやJCAが各協同組合の取組みをどのようにリードしていけるかが、この提言の実現に向けた重要なポイントとなると考えられる。

(3) アイデンティティの伝達・認知

勧告が指摘する第3の課題は、「協同組合運動の内外で、協同組合という事業形態の独自性と、よりよい世界の構築において協同組合が果たす重要な役割に対する認識を高める」ことであり、これに対応するために、①協同組合のアイデンティティの認知度を高めるためのグローバルなコミュニケーション戦略をICAが策定すること、②ICAとその会員が、幅広いステークホルダーに協同組合のアイデンティティを伝えるために世界中で協調

して行動すること、③協同組合がアイデンティティを適用するために実行可能な行動を特定し、事例を挙げて支援する電子ツールをICAが作成・更新すること、④ICAとその会員が、新入職員や専門職の教育プログラムに協同組合に関するコンテンツを含めることによって、協同組合のアイデンティティに対する認識を組合員、リーダー、マネージャー、職員、社会全体で強化する取組みを推進・支援すること、等を提言している。

この課題に関して提言された事柄の多くはICA自体が取り組み、または会員を主導して行うことが想定されているものであるが、会員の立場からは、ICAが、今回のICA声明の改定に向けた検討において、単に声明の文言の一部を変更するだけでなく、協同組合の内外にその独自性や役割を広く知らせるための具体的な取組みを行うことも併せて検討していることを認識しておく必要がある。

(4) アイデンティティの保護

勧告が指摘する最後の課題は、「公共政策、法律、規制が協同組合のアイデンティティを適切に認識し尊重するようにし、また、本物の協同組合のみが協同組合として公に名乗れるようにする」ことであり、これに対応するために、①ICAと会員の連合組織が、協同組合のアイデンティティの管理者・擁護者としての役割を担い、組合員の協同組合への積極的な関与や協同組合の商品・サービスの利用等の本質的な特徴を推進すること、②ICAが、協同組合が法人格を取得するための法律・規則が協同組合のアイデンティティを反映していることの監視・確保、企業の名称における「coop」・「cooperative」の使用の限定、法律における外部の投資家と組合員の役割の明

確な区別の確保等を行うこと、③ICAが、協同組合に関する研究を奨励・促進し、協同組合の事業モデルに関する教育において協同組合のアイデンティティが正確に反映・強調されるよう努力すること、④ICAと会員の連合組織が、協同組合運動の評判を守り、継続的な拡大を確保するために、効果的なリスク管理のアプローチを特定・促進すること、等を提言している。

第3の課題への対応と同様、ICAが、ICA声明の文言の一部を変更するだけでなく、協同組合のアイデンティティを守るための取組みとして、各国の法制度の監視やリスク管理の促進までも視野に入れていることは、会員として認識しておく必要がある。また、会員の連合組織としては、ICA声明の第3原則の改定に関する論点であった「組合員による事業利用の促進」が、勧告のなかで、協同組合のアイデンティティの管理者・擁護者としての役割の一環として明文で求められていることに留意する必要がある。

3. 今後に向けて

ICAは、2025年7月1日にICA声明の改定案を公表するにあたり、10月31日までに意見を提出するよう会員に呼びかけている。これを受けてICAは、意見案を作成して国内の協同組合からの意見を求め、その結果を踏まえてICAに意見を提出することとし、8月28日には、この意見提出に向けた説明会を実施した⁷。その後、2026年にCIAGがガイダンス・ノートを作成し、2027年のICA大会・総会においてアイデンティティ声明の改定が決定され、ガイダンス・ノートが発行される予定とされている。

7 JCAウェブサイト <https://www.japan.coop/wp/19717> (意見提出の呼びかけ) および <https://www.japan.coop/wp/19975> (説明会) 参照 (2025年9月5日閲覧)。

ICAやJCAが、ICA声明の改定に向けて、その文案やそれに対する解釈・評価を明らかにして意見を求め、その結果を検討に反映させて会員にフィードバックすることは、改定後のアイデンティティの実践に向けて、その内容に対する会員・関係者の納得性を高めるだけでなく、協同組合のアイデンティティに対するより多くの役職員の関心を高めるとともに、その実践に向けた課題の認識・対処を促す意味でも有意義であると考えられる。本稿で触れた「勧告」と「改定案」の内容を吟味し、それにどう対応すべきかを検討することは、2025年国際協同組合年における取組みとしてもふさわしい。

ICA声明の改定が協議されているのは、現行の声明が1995年に採択された後の様々な環境変化を踏まえ、協同組合の価値を高め、世界が直面する課題に対処するため、協同組合のアイデンティティを理解し、組織・事業・活動に生かすことが必要だと考えられたからである。1(1)で述べたように、現在、できるだけ大きな変更を行わない形での改定案が協議されているが、提案されている改定内容には、重要な論点が包括されている箇所もあり、改定の意義や改定内容の重要性が過小評価されることがあってはならないであろう。声明が改定された後は、改定された「価値」や「原則」の趣旨・解釈や訳語の選択に関する検討経過が、現時点と同じような形と頻度で参照されることはなくなるであろうが、新たなICA原則が多くの協同組合の組合員・役職員に正しい内容で共有され、実践されるようにするための積極的な取組みは不可欠であろうと考えられる。

その意味では、ICAニューデリー総会で採択された「勧告」が、どのような形でそれぞれの協同組合に伝えられ、ICA声明が改定さ

れた後の組織・事業・活動に反映されるかについても、改定案の協議の行方とともに注視していきたい。